

全国大学生日本語ディベート大会ルール

2007年12月5日改正

第1章 大会運営についての規定

第1条 目的

本大会は、台湾の高等教育機関で日本語を学ぶ学生の日本語能力、及び論理的思考能力、批判的思考能力、傾聴能力、情報収集・分析・活用能力、口頭発表能力の向上に、ディベートを通して寄与することを目的とする。

第2条 論題

本大会の論題は政策論題とする。論題は当該年度の全ての大会を通じて一つとする。

第3条 試合のフォーマット

- 1 本大会は規定のフォーマットで試合をする。(細則1)
- 2 試合の各ステージは、それぞれ担当チームの持ち時間である。この時間中に発言の中断がなされたり時間が余ったりすることがあっても、次のステージに進むことはできない。

第4条 試合の進行

- 1 試合は、司会者の指示によって進行する。ディベーター、聴衆は、司会者の指示に従わなくてはならない。
- 2 各ステージの担当者は、定められた時間を越えてスピーチをすることはできない。定められた時間を越えてスピーチがなされた場合には、超過時間中に話された内容をすべて無効とする。なお、スピーチの順序や内容についての予告は、時間内に行うこととする。

第5条 各ステージの担当

- 1 本大会では、4名のディベーターが立論・質疑・第1反駁・第2反駁の各ステージをそれぞれ担当するものとし、質疑における応答は立論担当者が担当するものとする。
- 2 本大会では、4名のディベーター以外に1名のアドバイザーの参加を認める。アドバイザーは各ステージにおける発言権はない。相手チームの発言を分析し、準備時間の話し合いに参加し、適当な指示、助言を担当する。アドバイザー制度を利用するか否かは各校が判断する。
- 3 やむを得ない事情によってディベーターが欠けた場合、アドバイザーが代理を務める事を認める(複数のディベーターが欠けた場合は主催者が対応措置を決定する)。
- 4 名簿の提出は試合毎に行う。同一チーム内であれば、各試合における出場者の変更、及び役割の変更を認める。

第6条 参加資格

本大会は、日本語能力の向上を目的の一つとしているので、日本国籍を有する者、日本語を母語とする者、および日本の学校教育機関(海外の日本人学校を含む)に通算三年以上在籍し教育を受けた者は、出場資格を認めない。

第7条 使用言語

本大会は日本語の使用を前提とする。証拠等として採用する資料について、原本の言語は問わないが、固有名詞等、翻訳不可能なもの以外は日本語に訳すか、日本語による説明を加えなければならない。

第2章 ディベーターの責任

第8条 コミュニケーションの責任を果たすこと

各ディベーターは、発言内容を審判・聴衆・相手チームにわかりやすく伝える責任を負う。この責任を果たすため、各ディベーターは、明瞭な発音、適切な速度、十分な声量などを心がけて、スピーチを行わなければならない。コミュニケーションの責任が十分に果たされていない場合には、発言内容がどんなに優れたものであっても、審判が発言内容を適切に理解できないので、判定に考慮されない。

第9条 マナーに留意すること

必要以上に攻撃的な表現、審判及び観客に不快感を与えるような表現、相手チームとのコミュニケーションを拒絶するような表現を使用してはならない。

第10条 主張に根拠を伴わせること

ディベーターは、個々の主張を根拠によって立証する責任を負う。主張を支える根拠を示す方法には、論理的理由づけを述べる方法と証拠資料を示す方法とがある。

論理的理由づけとは、特に証拠資料などを挙げず、誰もが認める考えをつないで主張の裏づけとする根拠をさし、証拠資料とは事実報告や統計資料、専門家の見解などを記してある文書のことである。

第11条 証拠資料はその条件を満たすこと

- 1 証拠資料として認められるものは、公開された出版物で第三者が入手可能なもの、及び、政府の公表した報告書など、及びこれに準ずるもののみとする。
- 2 証拠資料を示す際には、著者の肩書き・著者名・文献名・発行年を明示し、引用開始と引用終了を明らかにして、読み上げなくてはならない。インターネット上の資料も同様に、著者の肩書き、著者名などを明示しなくてはならない。こうした条件が満たされていない場合には、証拠資料の信憑性がそれだけ低いものと判断される。
- 3 審判あるいは相手チームから、それまでに読み上げた証拠資料の提出を求められたときには、証拠資料を提出しなくてはならない。その際、請求された当該箇所を速やかに提出できるように用意しておく。ただし、相手チームが証拠資料の提出を求めることができるのは、その相手チームの準備時間中のみであり、その準備時間の終了までに返却しなければならない。
- 4 数値等をグラフ化または図表化し、紙媒体によるポスター等の形で審判及び相手チームに示しながら説明を行うことを認める。グラフ化、図表化された資料も証拠資料の一部とみなされるので、著者の肩書き・著者名・文献名・発行年を明示しなければならない。なお、ポスター使用はあくまで口頭による説明の補助であり、口頭表現を省略してはならない。また、その使用の有無や多寡で審査が影響されることはない。

第12条 反則行為と処分

- 1 反則行為があった場合は、審判及び実行委員会の判断で、該当チームを反則の程度により、厳

重注意・減点・敗戦・失格のいずれかの処分を行う。(細則2)

- 2) 相手チームに反則があったと判断した場合、試合終了直後に、司会者の許可を得た上で、審判に申し立てを行う事ができる。

第3章 各ステージに関するルール

第13条 否定側のプラン

本大会では、否定側は、現状維持の立場をとるものとし、肯定側と異なる別のプラン(対抗プラン)を出すことはできない。仮に対抗プランが出て、対抗プランは無効で、否定側は現状維持の立場をとるものとみなす。この場合、混乱を避けるため、審判が必要な説明を行うことがある。

第14条 質疑

質疑においては、一問一答形式で行う。質疑における主導権は、質問する側にある。

第15条 新しい議論

立論で提出されず、反駁で新たに提出された主張・根拠は、「新しい議論」と呼ばれ、無効となり、判定の対象とならない。ただし、相手の持ち出した主張・根拠に反論する必要から生じた主張・根拠は「新しい議論」とはみなされない。

第16条 遅すぎる反論

相手チームの主張・根拠に対する反論は、相手チームに再反論の機会を十分に与えるため、可能な限り早くなされなければならない。すなわち、肯定側立論に対しては否定側第1反駁あるいは否定側立論で、否定側立論及び否定側第1反駁に対しては肯定側第1反駁で、肯定側第1反駁に対しては否定側第2反駁で、否定側第2反駁に対しては肯定側第2反駁で、それぞれ反論を行う必要がある。この条件を満たさない反論は、「遅すぎる反論」と呼ばれ、無効となり、判定の対象とならない。

第4章 試合の判定

第17条 審判

試合の判定は審判が行う。審判が行う判定では、次の二つのことをする。

- 1) 勝敗の決定をする。(細則3)
- 2) コミュニケーション点を付ける。(細則4)

全国大学生日本語ディベート大会ルール 細則

細則1 試合フォーマットに関する細則

肯定側立論	6分	否定側準備時間	1分
		否定側質疑	3分
		否定側準備時間	1分
		否定側立論	6分
肯定側準備時間	1分	否定側準備時間	1分
肯定側質疑	3分	否定側第1反駁	4分
肯定側準備時間	2分	否定側準備時間	2分
肯定側第1反駁	4分	否定側第2反駁	4分
肯定側準備時間	2分		
肯定側第2反駁	4分		

各ステージにおいて持ち時間が余った場合、担当ディベーターはスピーチが終わった旨を明確にし、席に戻ることを。

細則2 反則行為に関する細則

- 1 大会に出場者として登録されていない者が出場したとき。
- 2 あらかじめ届けられた担当ステージと異なるステージを担当したとき。
- 3 同一のディベーターが2つのステージを担当したとき。ただし、第5条第3項のやむを得ない事によるものは除外する。
- 4 司会者の指示に従わず、試合の継続が困難と判断される時。
- 5 証拠資料をねつ造、改変、著者の意図を曲げるような不適切な省略をしたとき。
- 6 各チームのディベーター及びアドバイザーが、試合中にチームのディベーター以外の者と相談をしたり電話・パソコン等、使用が禁止されているものを使用して外部と通信したりしたとき。
通信機能のある機器、およびプロジェクターが必要な機器は使用禁止。
- 7 相手チームから証拠資料の提示が求められた際、これに応じないとき。
- 8 各ステージに与えられた制限時間を守らなかったとき。
- 9 著しくマナーに反する行為があったとき。
- 10 その他、ディベーター及びアドバイザー並びにチームの関係者が大会運営に重大な支障を生じさせたとき。

細則3 判定に関する細則

勝敗の決定は、基本的に、次のように行う。

1 個々の論点

個々の論点については、次の基準で判断する。

一方のチームが根拠を伴って主張した点について、相手チームが受け入れた場合、あるいは反論を行

わなかった場合、根拠の信憑性をもとに審判がその主張の採否を判断する。

一方のチームの主張に対して相手チームから反論があった場合には、審判は両者の根拠を比較して主張の採否を決定する。すなわち、主張の根拠が反論の根拠よりもすぐれている場合には主張を採用し、そうでない場合には主張を却下する。この際、一般には次のような基準が考慮される。

- a 根拠を伴うものは、根拠を伴わないものより有利になる。
- b 論理的理由づけのうち、より緻密なものがそうでないものより有利になる。
- c 証拠資料のうち、事実報告においては具体性・媒体の性質など、統計資料においては調査時点・調査方法など、専門家の見解においては理由づけの良さ・専門性の高さなどの観点で優れているものが有利になる。

2 個々のメリット(あるいはデメリット)の大きさ

審判は、個々の論点についての決定に基づき、次のように個々のメリットあるいはデメリットの大きさを判断する。

発生過程については、メリットあるいはデメリットとして述べられたことが、プランを導入した場合のみに確実に発生すると言えるかどうかを判断する。一部分のみ発生するという判断、あるいは逆の事態が発生するという判断もありえる。現状のままでも発生すると言える部分は、メリットあるいはデメリットから除外する。

重要性 / 深刻性については、発生すると判断された部分についてのみ、それがどれだけ重要か / 深刻かを判断する。ここで判断された重要さ / 深刻さの程度が、メリットあるいはデメリットの大きさとなる。メリットとして主張されていたことが実は深刻なデメリットであった、あるいはデメリットとして主張されていたことが実は重要なメリットであったという判断もありえる。

3 メリットの全体とデメリットの全体の比較

審判は、個々のメリットあるいはデメリットの大きさについての判断に基づき、メリットの全体とデメリットの全体のどちらが大きいかを決定する。なお、互いに類似した複数のメリットあるいはデメリットがある場合には、重複を排除して全体の大きさを判断する。

細則4 コミュニケーション点に関する細則

- 1 コミュニケーション点とは、第8条に挙げられたコミュニケーションの責任を、ディベーターがどれだけ果たしていたかをマナーも加味して評価するものである。適切な速度、十分な声量の他、日本語としての発音、文法の適切さ、語彙の選択、適切な表現力、さらには説得力及び非言語コミュニケーションも評価に含まれる。
- 2 コミュニケーション点は、立論・質問・応答・第一反駁・第二反駁のそれぞれを、次の基準を参考に10段階評価するものである。

「10点」非常に優れている

「8点」優れている

「6点」普通

「4点」改善の必要がややある

「2点」改善の必要がかなりある

コミュニケーション点は、1名または2名以上からなる審判ないしコミュニケーション点専門審査員の得点を合計し、最も高得点であったディベーターを最優秀ディベーターとして表彰する。二試合以上に参加したディベーターについては平均点をとらず、高得点であった一試合の得点を対象とする。

審判・指導者・参加学生のためのディベートガイダンス

1 ナンバリング・ラベリングを適切に行うこと

ナンバリングとは、項目に番号を付けることです。ラベリングとは、項目にラベルを付けることです。

各ディベーターは、各ステージでの発言内容をいくつかの項目に整理し、ナンバリング・ラベリングを適切に行って各項目の位置づけを明確にしなければなりません。立論においては、定義・プラン・メリット（あるいはデメリット）などの要素がそれぞれ何点に分けられているのか、発言内容の中の各項目がどの要素の何点目に当たるのかを明示しなくてはなりません。質疑においては、質問者はどの要素の何点目についての質問を行うのかを明示しなくてはなりません。

反駁においては、述べる項目を明確に区分し、各項目がどの要素の何点目に関するものなのかを明示しなければなりません。ナンバリング・ラベリングが適切に行われなかった場合には、発言の整理や位置づけは審判の解釈に委ねられることとなり、発言者の意図とは違った位置づけを与えられる恐れがありますので、十分な注意が必要です。

ナンバリング・ラベリングの一例

「それでは、プランから発生するメリットを2点述べます。メリットの ナンバリング 1点目は、ラベリング エネルギーの節約です。」

2 立論の役割と要素

肯定側立論では、論題を肯定すべきことを主張します。その際、必要な根拠はすべて提示しなければなりません。肯定側立論の要素は、1)定義、2)プラン、3)メリットを原則とします。

否定側立論では、論題を否定すべきことを主張します。その際、必要な根拠はすべて提示しなければなりません。否定側立論の要素は、1)定義、2)プラン、3)デメリットです。また否定側の主旨・立場は、1)現状に問題がない、2)肯定側のプランではメリットは発生しない、3)メリットより深刻なデメリットが発生する の組み合わせを原則とします。

3 定義

論題中の語句の定義は、原則として肯定側立論で述べられたものが採用されます。

ただし、否定側は、代替の定義を示すことができます。この場合、肯定側の定義が不当であり、かつ、否定側の定義が妥当であることが示されれば、否定側の定義が採用されます。定義が示されなかった語句の意味は、審判が常識に従って判断します。

定義の一例

「定義を述べます。サマータイム制度とは、日照時間が長い夏の期間、時計の針を標準時間より1時間進めて、太陽を有効に使うとする制度とします。」

4 肯定側のプラン

肯定側立論におけるプランとは、論題で述べられた政策を実施する具体的な方法のことです。

プランは、論題の範囲の中になければなりません。プランの全体または一部がこの範囲に入っているかどうかは、試合中の議論に基づき審判が判断します。また、議論がなかった点については常識に従って審判が判断します。

プランの中に論題の範囲から外れる部分がある場合には、その部分は無効となり、その部分を根拠にした

議論は判定の対象となりません。プランにおいて不明な点は、審判が常識に従って判断します。

なお、政策論題に基づくディベートでは、プランを実行すべきかどうかを議論するのであって、現実の世界で実行主体がそのプランを実行することを証明する必要はありません。

プランの一例

「プランを4点述べます。1点目に、実施期間は4月の第一日曜日から10月の第一土曜日までとし、全国一律で行います。2点目に、必要経費は全て政府が負担します。3点目に、この制度は、2007年の4月から施行されるものとします。4点目に、制度導入までの期間に、新聞やテレビを通じて国民にサマータイム制度についてくわしく説明します。」

5 否定側のプラン

本大会では、否定側は、現状維持の立場をとるものとし、肯定側と異なる別のプラン(対抗プラン)を出すことはできないものとします。なぜなら、対抗プランが出されると、個々の論点について十分な時間を割いて議論を行うことが困難になるからです。仮に対抗プランが出されても、対抗プランは無効で、否定側は現状維持の立場をとるものとみなされます。この場合、混乱を避けるため、立論直後などに、審判が必要な説明を行うことがあります。

6 メリット

メリットとは、プランから発生する好ましい効果のことです。肯定側は個々のメリットについて、1)ラベル、2)発生過程、3)重要性の3つを述べる必要があります。

「ラベル」は、メリットの内容を示す、凝縮された短い言葉で示します。

「発生過程」では、肯定側のプランからどのようにメリットが発生するかを順序よく述べます。

「重要性」では、ラベルで示されたメリットが、なぜ重要なのかを説明します。

「発生過程」と「重要性」は、内容などに応じて、どちらを先に述べてもかまいません。

これらの要素が明示的に述べられなかった場合には、審判が常識に従って判断します。

7 デメリット

デメリットとは、プランから発生する好ましくない影響のことです。否定側は、個々のデメリットについて、1)ラベル、2)発生過程、3)深刻性、の3つを述べる必要があります。

「ラベル」は、デメリットの内容を示す、凝縮された短い言葉で示します。

「発生過程」では、肯定側のプランからどのようにデメリットが発生するかを順序よく述べます。

「深刻性」では、ラベルで示されたデメリットが、なぜ深刻なのかを説明します。

「発生過程」と「深刻性」は、内容などに応じて、どちらを先に述べてもかまいません。

これらの要素が明示的に述べられなかった場合には、審判が常識に従って判断します。

メリットにおけるラベル・発生過程・重要性の一例

「それでは、プランから発生するメリットを2点述べます。メリットの1点目は、^ラ ^ベ ^ル エネルギーの節約です。…
発生過程を3点述べます。1点目は、夕方が1時間明るいので、家庭用照明などの需要が大幅に減少することです。「地球環境と夏時間を考える国民会議」運営事務局のホームページによると、サマータイム制度導入による省エネルギー効果試算は、家庭用照明で原油換算40,3万kl、ガソリンスタンドの業務用照明で原油換算15,6万klの省エネになるとあるので、サマータイム制度による省エネ効果が期待できます。

このメリットの重要性は効率的な省エネの実現です。プランの導入による省エネ効果は、直接効果と間接効果を合わせて、年間原油換算約50万klになります。そして、現在検討されている省エネ対策の中で、サマータイム制度ほど安上がりで、このような成果をあげられる政策は他にはありません。」

8 質疑

質疑においては、立論の内容などについて質問を行い、一問一答形式で相手チームに回答してもらいます。質疑における主導権は、質問する側にあります。

質疑における応答は、立論の補足として扱われます。質疑で明らかにされた情報を議論に活かすためには、その後の立論、あるいは、反駁で改めて述べる必要があります。

9 反駁

反駁においては、主に以下のことを行います。

- 1) 相手チームが主張するメリット(あるいはデメリット)に対する反論
- 2) 相手チームからの反論に対する再反論
- 3) メリットとデメリットの大きさの比較

10 全体を通して

各ディベーターは全ステージを通して、相手と審判にわかる日本語を話すように心がける必要があります。書き言葉である参考資料に基づいた意見を述べるときはわかりやすい話し言葉に変えたり、相手や審判が書き取りやすい速度で話したり、数字や単位をはっきり述べたりすることが説得力につながります。いくら素晴らしい論であっても、誰にもわからなければ、それは採用されません。